

産業構造審議会 環境部会
第13回廃棄物・リサイクル小委員会
議事録

1. 日時：平成17年10月13日（木）14:00～16:00
2. 場所：東海大学校友会館 阿蘇の間
3. 参加者：別紙参照
4. 配布資料：
 - 資料1 議事次第
 - 資料2 委員名簿
 - 資料3 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定及びフォローアップ（案）
 - 資料3-1 リサイクルガイドラインの改定及びフォローアップ（案）の要旨
 - 資料3-2 品目別ガイドラインの概要版
 - 資料3-3 業種別ガイドラインの概要版
 - 資料3-4 品目別ガイドラインの本編
 - 資料3-5 業種別ガイドラインの本編
 - 資料3-6 産業廃棄物（鉱業廃棄物）・有価発生物の動向調査業種別調査結果（平成15年度実績）
 - 資料4-1 各ワーキング・グループ等の審議状況について
 - 資料4-2 国際資源循環ワーキング・グループ取りまとめ
 - 資料4-3 電気・電子機器リサイクルワーキング・グループ
自動車用バッテリーリサイクル検討会取りまとめ
 - 資料4-4 製品3R高度化ワーキング・グループ取りまとめ
 - 資料5-1 容器包装リサイクル法の施行状況
 - 資料5-2 家電リサイクル法の施行状況
 - 資料5-3 自動車リサイクル法の施行状況
5. 議題：
 - (1) 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定及びフォローアップについて
 - (2) 各ワーキング・グループ等の審議状況について
 - ・ 廃棄物・リサイクルガバナンス
 - ・ 国際資源循環ワーキング・グループ
 - ・ 電気・電子機器リサイクルワーキング・グループ
自動車用バッテリーリサイクル検討会
 - ・ 製品3Rシステム高度化ワーキング・グループ
 - (3) 各種リサイクル法の施行状況について
 - ・ 容器包装リサイクル法
 - ・ 家電リサイクル法
 - ・ 自動車リサイクル法
6. 議事内容
 - ・ 事務局より配布資料の確認

- ・ 肥塚産業技術環境局長挨拶
- ・ 新任委員の紹介

(1) 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定及びフォローアップについて

(資料3-1~3-6に基づき、井内リサイクル推進課長より説明)

(細田委員)

- ・ 資料3-1の12ページに携帯電話の回収台数と再資源化率が示されているが、見かけ廃棄台数及び回収率はどの程度なのか。
- ・ 携帯電話は、非鉄金属製錬ルートでリサイクルすれば、ほとんど残渣が出ず、100%に近いリサイクルが可能だと考えるが、資料3-1に示す「再資源化率」はどのような計算のもとに算出された値なのか。

(寄本委員)

- ・ 業種別にガイドラインを策定するのは非常に良い取組だと考える。しかし、これを遵守しない会員企業に対してどのような措置を講じているのか。ペナルティなどを課すのか。

(細田委員)

- ・ 個別の業種及び品目についての取組を積み上げるだけでなく、積み上げた結果をまとめて今後の方向性等を示す「グランドデザイン」が必要な時期にきているのではないか。
- ・ 循環基本計画で示されている3つの指標の達成に向けてどのように進めていくのか？

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 携帯電話の回収率は、平成15年度には24%程度であった。退蔵されている量の推定が難しいため、本日の資料では提示しなかった。
- ・ 携帯電話の再資源化率については、非鉄金属製錬ルート以外にもリサイクルルートが多く存在することから、全体として、資料3-1に示したような低い数値になっているのではないかと思う。
- ・ 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインは、現在も各業界団体を通じて会員企業への周知徹底を図っているところである。このガイドラインは産業構造審議会として取りまとめられるものなので、単なる業界ガイドラインよりは大きな意味があると思われる。ただし、ガイドラインや業界の自主取組のみでは対応しきれない事項については、自動車バッテリーに関する取組のように、法的に対応することとなる。
- ・ これまでの取組をまとめたグランドデザインについては、事務局としてもパーツが揃ってきたとの認識であり、改めて議論する場を考えてみたいと思っている。

(浅野委員)

- ・ 循環基本計画との関係については、中環審の役割が大きいと考える。
- ・ 循環型社会形成推進基本計画ではマクロ経済的な指標で取組を評価するため、(品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインに示されるような)細かな取組を十分に評価できず、マクロとミクロの接点ができていない。一度作った指標はなかなか変えられないが、今後は、循環型社会形成推進基本計画で設定されている目標の達成度を把握できるような、業界や業種の特性に応じたサブ指標を作る必要がある。取組んだ努力が反映できるようにこれについては、経済産業省と環境省とで協議していただきたい。

(井内課長)

- ・ 本委員会及びその下に設置された各ワーキング・グループで議論した結果については、中央環境審議会から詳細なヒアリングを受けている。引き続き、環境省と協議を重ねたい。

(永田座長)

- ・ 全体として、リユースに関する取組が少ないように感じる。今後は他製品や他業種についても範囲を広げて、現状を把握すべきである。
- ・ 再資源化率やリサイクル率等については、業種・品目ごとに異なる定義を統一しようという動きが2、3年前にあったが、定義の統一は難しい。ただし、標記方法を明確にしないと、一般の人々にとって分かり難く、整理が必要ではないか。
- ・ 本委員会は、業種間・品目間の連携を図る場でもあり、情報共有を進める意味がある。事業者の自主的な取組を支援する仕組みについても、積極的な意見を出して欲しい。
- ・ グランドデザインについては、そろそろ本委員会でも議論する時期にきていると感じている。本委員会の今後の役割も含めて、議論して頂きたい。

(2) 各ワーキング・グループ等の審議状況について

(資料4-1、4-2、4-4に基づき、井内リサイクル推進課長より説明)

(資料4-3に基づき、塩田情報通信機器課環境リサイクル室長より説明)

(3) 各種リサイクル法の施行状況について

(資料5-1に基づき、井内リサイクル推進課長より説明)

(資料5-2に基づき、塩田情報通信機器課環境リサイクル室長より説明)

(資料5-3に基づき、清水自動車課長補佐より説明)

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 先程質問のあった携帯電話の再資源化率について、筐体のプラスチック部分などがどのようにリサイクルされているのか不明確であったため、資料 3 - 1 にはメタル分の再資源化率を示している。

(浅野委員)

- ・ 一般に、容器包装は他のリサイクル法対象物と比べて「ごみ(一般廃棄物)」としての意識が強い。したがって、循環資源的な観点から、排出者の果たす役割が非常に大きいと考えられる。産業構造審議会での検討においても、排出者の責任について、きちんと言及しておくべきで、強調すべきである。
- ・ 紙製容器包装は、容器包装リサイクル法の対象か否かの区別が難しい。対象から除外するのも一案ではないか。対象とするのであれば、範囲を明確にしておくことが必要である。
- ・ 資料 5 - 2 に家電の不法投棄台数が提示されているが、この数値は実際には「不法投棄発見数」であるため、引き続き厳密な調査を行い、実態把握に勤めるべきである。
- ・ 自動車リサイクル法において、中古車の輸出問題は確実に把握しておくべき事項である。以前、フロンに関する調査を行った際には、輸出された中古車に含まれるフロンを考慮していなかったために、回収率を低く見積もってしまうという事態が起きた。最終的にどの国に流れたかを把握することは難しいが、国外に出た量については確実に把握し、関係省庁でデータを共有すべきである。

(細田委員)

- ・ 家電リサイクル法について、ある自治体が独自に家電を回収・リサイクルする話を聞いたが、自治体ではこのようなケースではフロンの対応がきちんとできないのではないかと。これについて詳細な情報をお願いしたい。
- ・ 自動車リサイクル法について、ガラス部分を自主的にリサイクルすることになっていたかと思うが、これについて詳細な情報をお願いしたい。
- ・ 自動車のブレーキ部分に使われているアスベストは、解体工程などでどのように扱われているのか。

(寄本委員)

- ・ 以前、電池のリサイクル工場にヒアリングを行った際、メーカーからの情報提供がないために苦労しているとの話を聞いた。企業秘密保持等の問題もあるかと思うが、排出側と処理業者間の情報交換は非常に重要であることを認識すべきである。
- ・ 電池の回収については、回収方法等、解決すべき問題が多く、今後本格的に検討を進め

るべきである。デポジット制度を導入するのモ一案ではないか。

(辰巳委員)

- ・ 自動車リサイクル法と家電リサイクル法については、消費者の認知度が高くなってきているようだが、容器包装リサイクル法の認知度はどの程度なのか。名前は知っていても、内容を知らない消費者が多いのではないか。

(井内課長)

- ・ 容器包装リサイクル法について、ワーキング・グループでの検討においても、排出者の担う役割が重要であるとの議論が行われている。また、リサイクルの質を向上させるためには、汚れたものをリサイクルルートから排除することも重要ではないかとの議論も行われている。
- ・ 紙製容器包装については、容器包装であるか否かの判断が難しいことは確かである。今後、さらなる議論が必要である。
- ・ 情報交換については、廃棄物・リサイクルガバナンスの検討に際しても、排出側と処理側との情報交換が重要であるとの結論をいただいた。具体的にどのようなスキームで情報交換するのかについては、今後ご議論いただきたい。

(塩田情報通信機器課環境リサイクル室長)

- ・ 廃家電製品については、家電リサイクル法に基づいてリサイクルされているもの以外に、既存の廃棄物処理業者により、リサイクルされているものもある。この場合であっても、廃掃法上、家電リサイクル法で定めた基準と同等のリサイクルを行う義務がある。ただし、断熱材のフロン処理等、巨大な設備が必要なケースについては、既存の廃棄物処理業者によるリサイクルの場合は、この基準が達成されていない可能性もある。今後、環境省と連携し、実態把握等に努めてまいりたい。

(清水自動車課長補佐)

- ・ 自動車に用いられているガラスの事前選別については、現在のところ法的な義務は課していない。現時点では、選別工程を取り入れるのは難しいようであるが、一部には既に取組始めている事業者も見られ、引き続き実態把握に努めていく。
- ・ 自動車のブレーキ部分に含まれるアスベストについて、解体業者に確認したところ、自動車の足回り全体をはずして処理することが一般的で、アスベストが飛散するような工程はないとのことであった。

(井内課長)

- ・ 自動車リサイクル法の認知度が90%程度であることと比較して、容器包装リサイクル法の認知度はなお60%程度と低い。引き続き、認知度向上に努めたい。

(永田座長)

- ・ 使用済みになる前段階の中古車のフローについては、マニフェストだけでなく、その上流の情報、特に国土交通省が管轄している情報を整理・入手しないとなかなか全体像が見えてこないとの議論があり、WGで要望することも考えられる。

(益田代理)

- ・ 豊田メタル(株)でアスベストの飛散状況を測定した結果、ほぼゼロに等しい値であり、リサイクル工程での浮遊は確認されなかった。

(永田座長)

- ・ 自動車に限らず、アスベストは様々な製品に含まれている。これらの製品がリサイクル工程に流れた際には、製造者側も情報提供等の協力を行う必要がある。
- ・ 自動車だけでなく、中古家電の国外への輸出量も十分に把握できていないのが現状である。今後は全ての製品について、マテリアルフローを確実に把握する必要があり、そのためのシステム構築が重要となる。

(辰巳委員)

- ・ エアゾール缶と小型ガスボンベは、消費者にとって身近であり、回収リサイクルシステムも近いイメージを持っている。これらの回収拠点が異なると消費者の混乱を招くことから、事業者間で調整して、よりわかりやすい回収方法を提示して欲しい。

以上